

貸付条件変更等の実施状況について

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月末をもって期限が到来しましたが、中小企業者等への円滑な資金提供は当金庫の社会的使命であり、当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、引続き、従来と変わらず次のとおり対応しております。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、貸付条件の変更等に対しては、関係金融機関と十分連携を図りながら、真摯かつ迅速に取り組みます。
2. 当金庫は、地元中小企業者や地域の皆様が抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けきめ細かに対応し、円滑な資金の提供に努めます。
3. 当金庫は、必要に応じて外部専門家や外部機関等と連携し、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お取引先の状況に合わせた経営改善、再生支援等に向け全力で取り組みます。

貸付条件の変更や融資に関する相談は、お取引のある本支店の相談窓口で承っておりますので、お気軽にお申し出願います。

以 上

各営業店相談窓口・連絡先（受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時半まで）

本店営業部	098-933-1139	赤道支店	098-921-1206	浦添支店	098-874-5425
具志川支店	098-973-3379	名護支店	0980-52-4240	那覇支店	098-868-0125
十字路支店	098-939-0050	宜野湾支店	098-898-7135	開南支店	098-863-4147
胡屋支店	098-937-3338	安慶田支店	098-938-3740	安里支店	098-867-2058
桃原支店	098-936-1000	北谷支店	098-936-7711	小禄支店	098-857-4541
嘉手納支店	098-956-2666	高原支店	098-938-3325	伊祖支店	098-875-3201
普天間支店	098-892-2444				

貸付条件の変更等の実施状況（平成27年9月末）

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成23年 3月末	平成28年 6月末
貸付けの条件変更等の申込を受けた貸付債権の数	573	604	625	665	688	709	732	754	770	776			
うち、実行に係る貸付債権の数	478	502	529	567	589	607	625	647	659	671			
うち、謝絶に係る貸付債権の数	48	49	50	50	50	50	50	52	52	53			
うち、審査中の貸付債権の数	11	13	6	7	6	7	12	5	9	2			
うち、取下げに係る貸付債権の数	36	40	40	41	43	45	45	50	50	50			

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成23年 3月末	平成28年 6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	128	132	136	139	141	145	152	153	155	158			
うち、実行に係る貸付債権の数	93	97	100	102	102	107	111	112	114	116			
うち、謝絶に係る貸付債権の数	11	14	14	14	15	15	15	16	16	16			
うち、審査中の貸付債権の数	4	1	1	2	2	0	1	0	0	1			
うち、取下げに係る貸付債権の数	20	20	21	21	22	23	25	25	25	25			

※貸付債権の数は平成21年12月4日以降、各期末までの累計です。